

公的個人認証サービスの有効期限にご注意下さい

国税庁のe-Taxによる電子申請などを行う際に、電子証明書を取得していただいておりますが、有効期間は取得してから3年間で住民基本台帳カードの10年間と期間が異なります。

平成20年から平成21年にかけて電子証明書を取得した方は既に失効しているか、もうすぐ失効し国税の電子申告などの電子申請などができなくなりますので、ご注意ください。

なお、失効する3ヵ月前から更新の手続きが可能であるほか、失効後であっても更新は可能ですので、引き続きご利用を希望する方は戸籍年金係までお越しください。

■申請の際に必要なもの

住民基本台帳カード

運転免許証などの写真付き公的身分証（写真付き住民基本台帳カードを除く）

更新手数料（500円）

公的個人認証サービスを取得する際に使用した暗証番号

■公的個人認証サービスの取得できる時間

午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時の間も申請可）

ただし、平成24年2月28日（水）午後1時から午後5時15分はメンテナンスのため、発行することができません。

■有効期限を確認する方法

公的個人認証サービスの申請時に発行される「電子証明書の写し」内にある「有効期間満了日」を確認する。

「公的個人認証ポータルサイト」内にある「自分の証明書をみる」で確認する。

■その他注意事項

有効期限内に再度公的個人認証サービスを申請された場合は、申請した日から3年間有効となり、先に取得した期間は切り捨てとなりますので、ご注意ください。

有効期限前に4情報（住所・氏名・性別・生年月日）に変更があった場合、届出日の翌日に失効します。

例～転居・転出・婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁などによる氏の変更、家庭裁判所の許可による氏または名の変更など

電子証明書を取得してから、電子申請ができるまで、5分から10分程度必要となります。

問い合わせ先 総務課戸籍年金係 ☎52 2144

広報みなみふらの

お知らせ版

2012.2.15

No.251

社会福祉法人南富良野町社会福祉協議会職員募集

◆募集職種及び人員

社会福祉協議会事務局職員 1名

社会保険・厚生年金・労働保険加入

本会に期待されている役割を理解し責任感をもって職務に取り組むことができる方。

福祉に関わる公私の多様な団体・人々と協力して、目標に向けて努力することができる方。

課題を把握し、その解決のために自ら考え実践することができ、自己研鑽の意欲が高い方。

◆勤務場所 南富良野町社会福祉協議会事務所

（保健福祉センターみなくる内）

◆勤務時間 平日8:30から17:15（45分間休憩有）

◆採用予定年月日 平成24年4月1日

◆募集資格

心身健康な方

町内に居住し通勤できる方

自動車普通免許取得者

社会福祉士又は社会福祉士受験資格を有する方

平成24年4月1日現在で年齢30歳以下の方

◆応募手続等

応募される方は、次の書類を取りそろえて応募期限までに、社会福祉協議会へ提出して下さい。

南富良野町社会福祉協議会職員採用願 1通

履歴書 1通

健康診断書 1通

社会福祉士又は社会福祉士受験資格証明書 1通

◆応募期限 平成24年3月8日（木）まで

◆その他

南富良野町社会福祉協議会職員採用願並びに履歴書の様式は、社会福祉協議会及び巡回窓口車「やまびこ号」に備えてあります。

筆記及び面接試験は、3月13日（火）を予定しています。面接場所、時間等は面接対象者に直接連絡します。

採用通知は、面接試験終了後、本人宛に通知します。

申込み・問い合わせ先

社会福祉法人南富良野町社会福祉協議会 ☎39 7711